

- 【特定技能】建設業職種拡大へ
- 変更事項の発生時
- 養成講習について
- 実習生のみなさんへ



## 【特定技能】建設業職種拡大へ

この度、特定技能の建設業職種が大幅に拡大されることとなりました。

今まで受入れが出来なかった、**防水施工、建築塗装など**を中心にほぼ全業種に拡大。従って2号技能実習が修了した段階で3号の他、特定技能への変更が加わり選択肢が増える事となります。詳しくは組合スタッフへお問い合わせください。

## 養成講習について

技能実習責任者講習は受講日から3年が経過する前に再度講習する必要があります。

また、技能実習指導員や生活指導員の講習は必須ではありませんが、技能実習3号の受入れや、受入れ人数枠を倍増したい際に優良な実施者としての加算ポイントになりますので、受講をお勧めします。

## 変更事項の発生時

変更事項があった場合は随時組合スタッフへご連絡ください。

認定された技能実習計画に対して、宿泊施設、徴収費用、労働日数や就業時間等の変更が発生した場合は、2週間以内に技能実習機構へ変更届を提出しなければなりません。

各種申請に添付している下記書類が、新年度などのタイミングで更新されている場合は、速やかに組合へご提出いただきますようお願いいたします。

- ・登記簿謄本
- ・決算報告書（貸借対照表、損益計算書）
- ・年間カレンダー
- ・時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定）
- ・変形労働時間制に関する協定届など

## 実習生のみなさんへ

### 年末調整について

#### Về điều chỉnh cuối năm

日本国外に居住する親族(国外居住親族)に係る扶養控除・配偶者控除・配偶者特別控除・障害者控除の適用を受ける場合、「親族関係書類」及び「送金関係書類」を添付または提示しなければなりません。

Khi nộp đơn xin miễn trừ người phụ thuộc, miễn trừ vợ / chồng, miễn trừ vợ / chồng đặc biệt, hoặc miễn trừ khuyết tật cho người thân cư trú bên ngoài Nhật Bản (thân nhân ở nước ngoài), hãy đính kèm "giấy tờ liên quan đến người thân" và "giấy tờ liên quan đến chuyển tiền."

早めに「親族関係書類」と「送金関係書類」を準備しましょう。

Hãy chuẩn bị "giấy tờ liên quan đến người thân" và "giấy tờ liên quan đến chuyển tiền" càng sớm càng tốt

